

老発第0417001号

平成20年4月17日

【第一次改正】老発0827第1号

平成22年8月27日

【第二次改正】老発0717第2号

平成24年7月17日

各  
〔都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長〕殿

厚生労働省老健局長

#### 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第3項に規定する補助事業者等にあつては、同法第22条に規定する厚生労働大臣（同法第26条により、地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に事務が委任されている場合は地方厚生（支）局長。以下同じ。）の承認が、同法第2条第6項に規定する間接補助事業者等にあつては、同法第7条第3項の規定により付した条件に基づく厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認が必要となる。

これらの承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、今般「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」が別添1のとおり定められた。

平成20年4月1日以降に申請を受理したものについては、原則としてこの承認基準に基づき承認事務を行いますので御了知いただくとともに、貴管内市（区）町村及び社会福祉法人等に対し、貴職よりこの旨周知されるよう配意願いたい。

また、この承認基準の施行に当たっては下記に留意されたい。

なお、平成12年3月13日社援第530号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知、平成12年3月13日社援施第1

5号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知、平成16年4月6日雇児発第0406002号、社援発第0406004号、老発第0406001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知及び平成16年4月6日雇児総発第0406002号、社援基発第0406001号、障企発第0406001号、老計発第0406001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知は廃止する。

## 記

- 1 財産処分を行う場合には、適正化法の趣旨及び補助金等の補助目的にかんがみ、当該財産処分により地域の保健、医療、雇用、福祉等におけるサービス提供、人材育成等のための社会資源に不足を生じないこと、施設等の利用者又はサービスの受益者である住民への配慮が十分に行われていることなど、厚生労働行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう、十分に配慮願いたい。
- 2 平成20年3月31日において既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、この承認基準に基づき対応することとする。
- 3 本日において既に承認を行っているが納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年4月1日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定することとする。
- 4 この承認基準について、老健局所管一般会計補助金等に関し老健局が定める特例は、別添2のとおりである。